

給実甲第609号 新旧対照表 (給実甲第1246号関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>規則別表第1第1号の3関係</u> (略)</p> <p>規則別表第1第7号関係</p> <p>1 「病理細菌技術者」及び「診療放射線技術者」については、<u>規則別表第1第1号の3関係第1項及び第2項の例による。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 「理学療法技術職員」及び「作業療法技術職員」については、<u>規則別表第1第1号の3関係第3項及び第4項の例による。</u></p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 「臨床工学技士」については、<u>規則別表第1第1号の3関係第5項の例による。</u></p> <p>10～16 (略)</p> <p>規則別表第1第8号関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「病理細菌技術者」については、<u>規則別表第1第1号の3関係第1項の例による。</u></p> <p>規則別表第1第10号関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 「理学療法技術職員」及び「作業療法技術職員」については、<u>規則別表第1第1号の3関係第3項及び第4項の例による。</u></p> <p>5～12 (略)</p> <p>13 「病理細菌技術者」、「診療放射線技術者」及び「言語聴覚士」については、<u>規則別表第1第1号の3関係第1項及び第2項並びに規則別表第1第7号関係第8項の例による。</u></p> <p>14～17 (略)</p> <p>規則別表第1第12号関係</p> <p>「介護員」、「理学療法技術職員」、「作業療法技術職員」、「生活支援員」、「心理判定員」</p>	<p><u>規則別表第1第1号の2関係</u> (同左)</p> <p>規則別表第1第7号関係</p> <p>1 「病理細菌技術者」及び「診療放射線技術者」については、<u>規則別表第1第1号の2関係第1項及び第2項の例による。</u></p> <p>2～5 (同左)</p> <p>6 「理学療法技術職員」及び「作業療法技術職員」については、<u>規則別表第1第1号の2関係第3項及び第4項の例による。</u></p> <p>7・8 (同左)</p> <p>9 「臨床工学技士」については、<u>規則別表第1第1号の2関係第5項の例による。</u></p> <p>10～16 (同左)</p> <p>規則別表第1第8号関係</p> <p>1・2 (同左)</p> <p>3 「病理細菌技術者」については、<u>規則別表第1第1号の2関係第1項の例による。</u></p> <p>規則別表第1第10号関係</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 「理学療法技術職員」及び「作業療法技術職員」については、<u>規則別表第1第1号の2関係第3項及び第4項の例による。</u></p> <p>5～12 (同左)</p> <p>13 「病理細菌技術者」、「診療放射線技術者」及び「言語聴覚士」については、<u>規則別表第1第1号の2関係第1項及び第2項並びに規則別表第1第7号関係第8項の例による。</u></p> <p>14～17 (同左)</p> <p>規則別表第1第12号関係</p> <p>「介護員」、「理学療法技術職員」、「作業療法技術職員」、「生活支援員」、「心理判定員」</p>

、「看護師長」及び「入所者の援護の業務に直接従事することを本務とする職員」については、規則別表第1第1号の3関係第3項及び第4項、規則別表第1第7号関係第4項並びに規則別表第1第10号関係第2項、第5項、第7項及び第17項の例による。この場合において、同号関係第5項及び第7項中「で、障害者」とあるのは、「で、身体障害者」と読み替えるものとする。

規則別表第1第13号関係

1～5 (略)

6 「作業療法技術職員」及び「言語聴覚士」については、規則別表第1第1号の3関係第4項及び規則別表第1第7号関係第8項の例による

。

7・8 (略)

、「看護師長」及び「入所者の援護の業務に直接従事することを本務とする職員」については、規則別表第1第1号の2関係第3項及び第4項、規則別表第1第7号関係第4項並びに規則別表第1第10号関係第2項、第5項、第7項及び第17項の例による。この場合において、同号関係第5項及び第7項中「で、障害者」とあるのは、「で、身体障害者」と読み替えるものとする。

規則別表第1第13号関係

1～5 (略)

6 「作業療法技術職員」及び「言語聴覚士」については、規則別表第1第1号の2関係第4項及び規則別表第1第7号関係第8項の例による

。

7・8 (略)